

### ③実質公債費比率

県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.2ポイント減の6.5%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

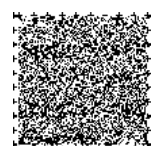
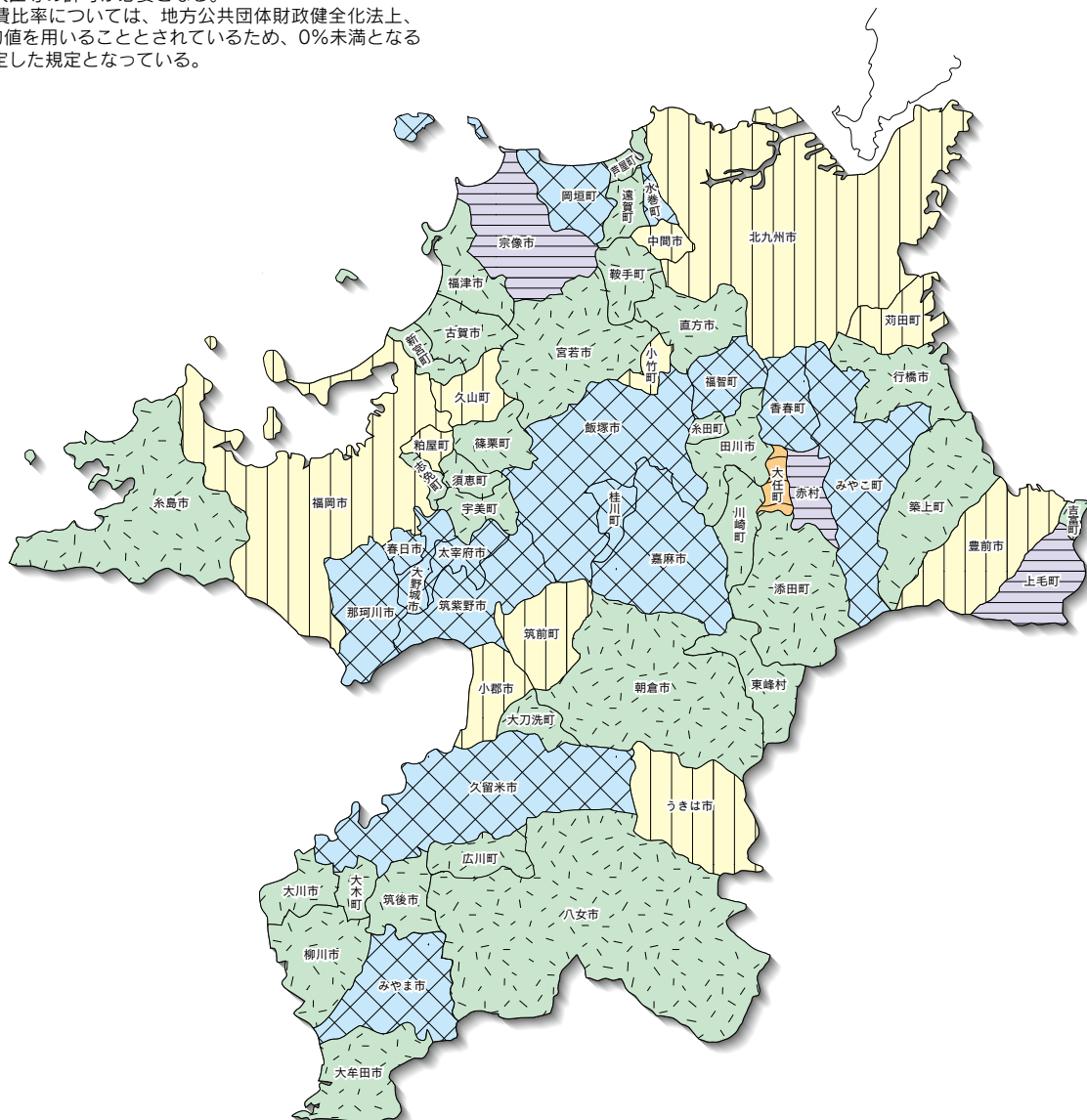
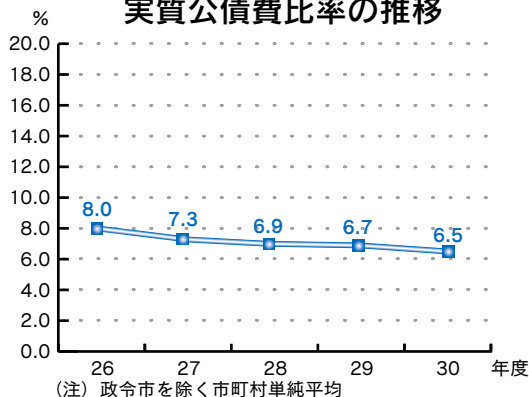
実質公債費比率の状況（平成30年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町村	計
25%以上	////				0
18~25%未満	.....				0
15~18%未満	~~~~~			1	1
10~15%未満		2	4	5	11
5~10%未満	-----		13	17	30
0~5%未満	XXXXX		9	6	15
0%未満	-----		1	2	3

(注1) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。

(注2) 実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法上、3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となることも想定した規定となっている。

実質公債費比率の推移



#### ④将来負担比率

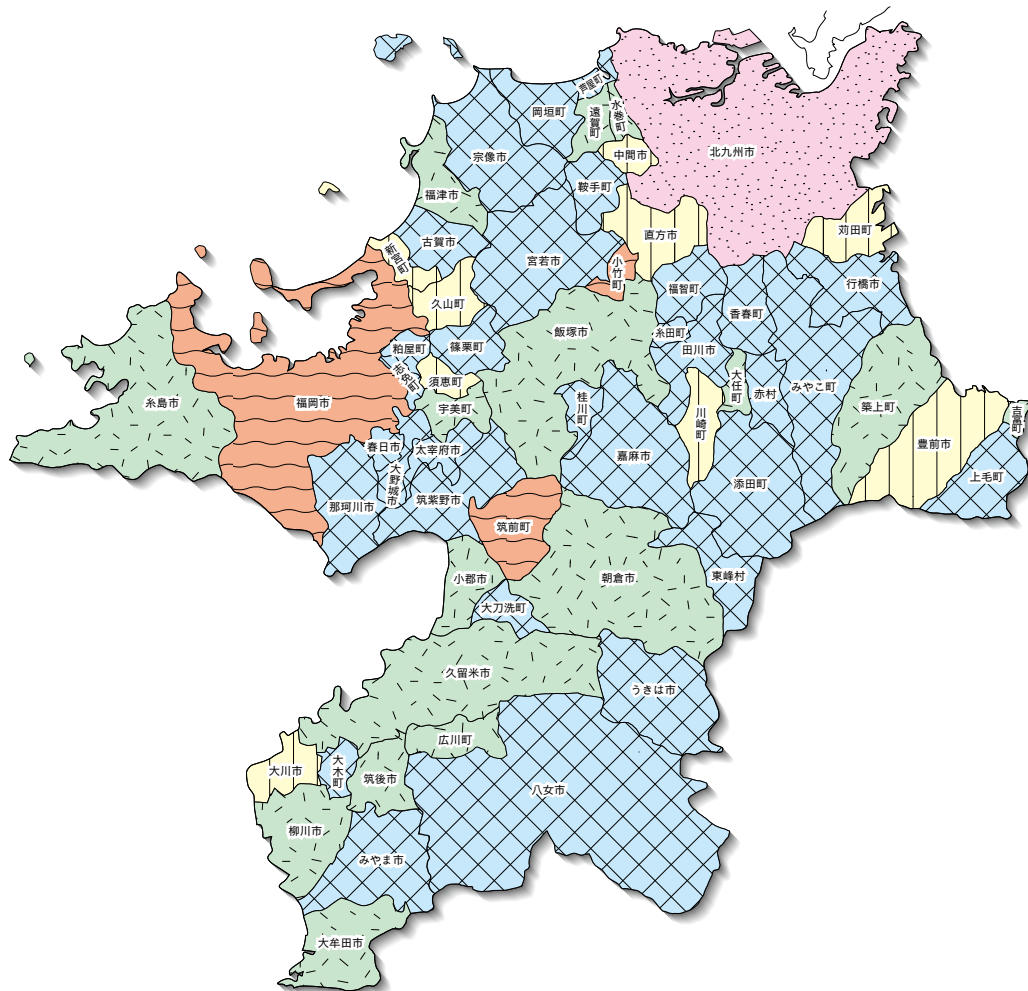
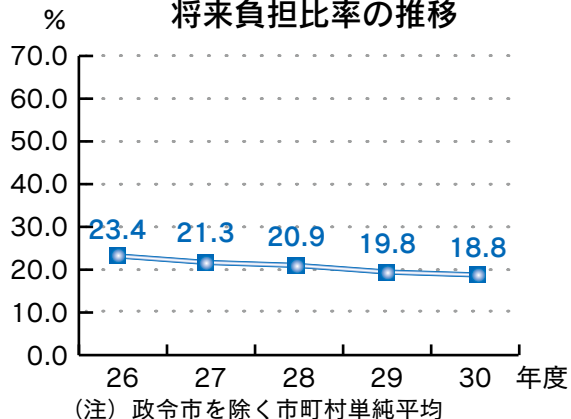
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から1.0ポイント減の18.8%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（平成30年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町 村	計
200%以上	////				0
150~200%未満	.....	1			1
100~150%未満	~~~~~	1		2	3
50~100%未満			4	5	9
0.1~50%未満	-----		9	7	16
-	XXXXX		14	17	31

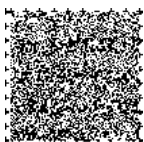
(注) 「-」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

将来負担比率の推移



#### ⑤資金不足比率

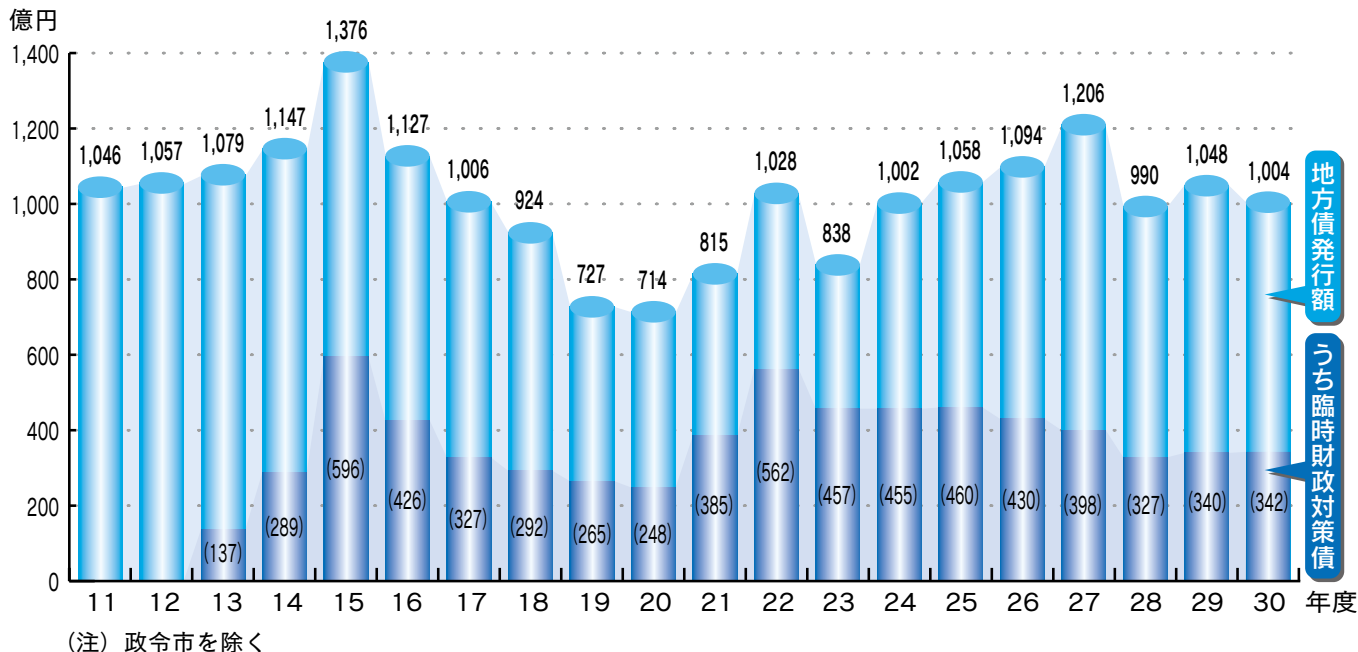
県内市町村（政令市除く）の2つの公営企業会計で資金の不足額が生じました。そのうち、1つの公営企業会計が経営健全化基準以上となっています。



## 5 債務と積立

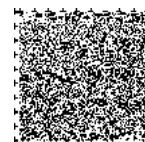
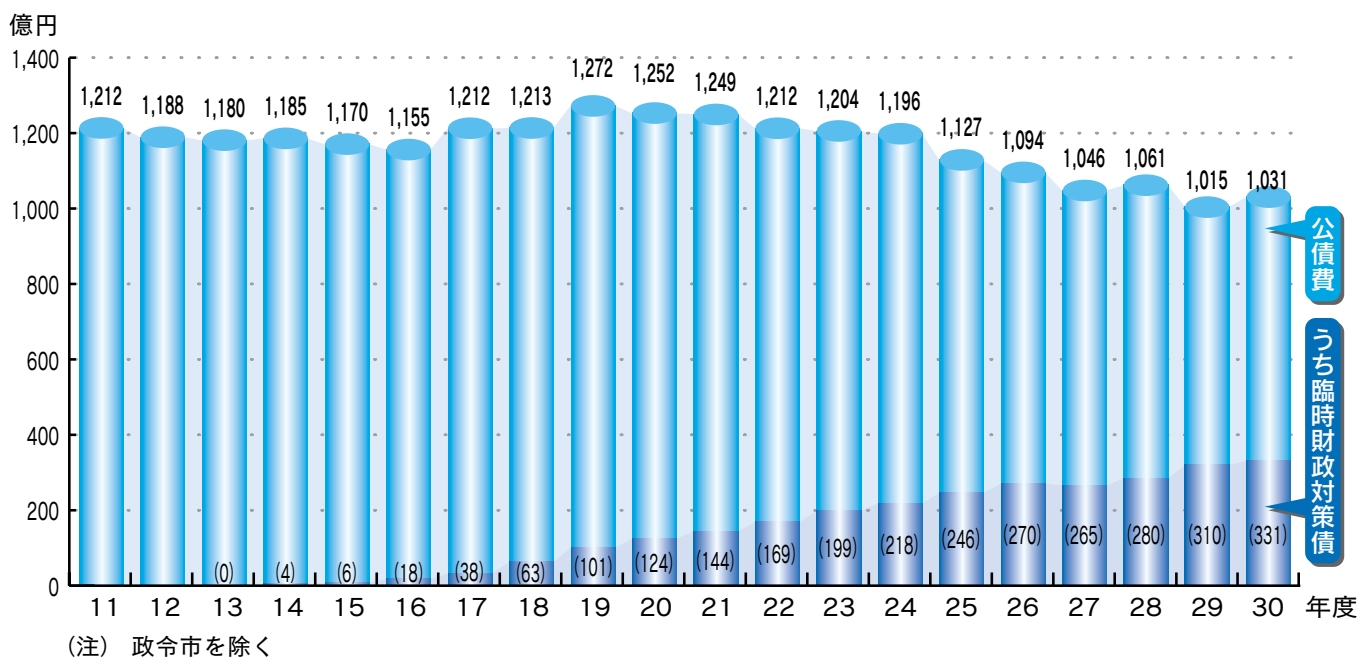
### (1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度に減少しましたが、緊急防災・減災事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。平成28年度は合併特例事業債等の減により大きく減少し、平成29年度は増加しましたが、平成30年度は教育・福祉施設等整備事業債や、一般単独事業債の減により再び減少しています。



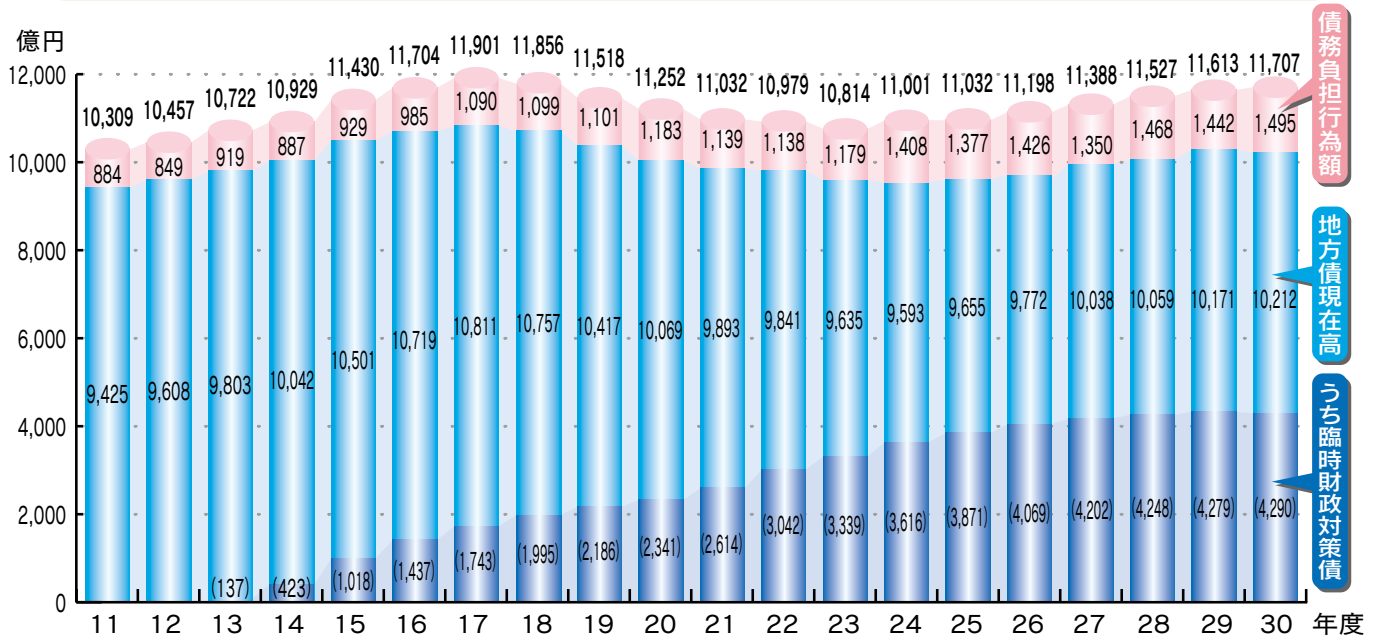
### (2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成19年度をピークに減少傾向にあります。平成30年度は前年度と比べ約16億円の増となっています。



### (3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

平成30年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,707億円にもなりますが、ピーク時の平成17年度と比較すると、約194億円の減となっています。



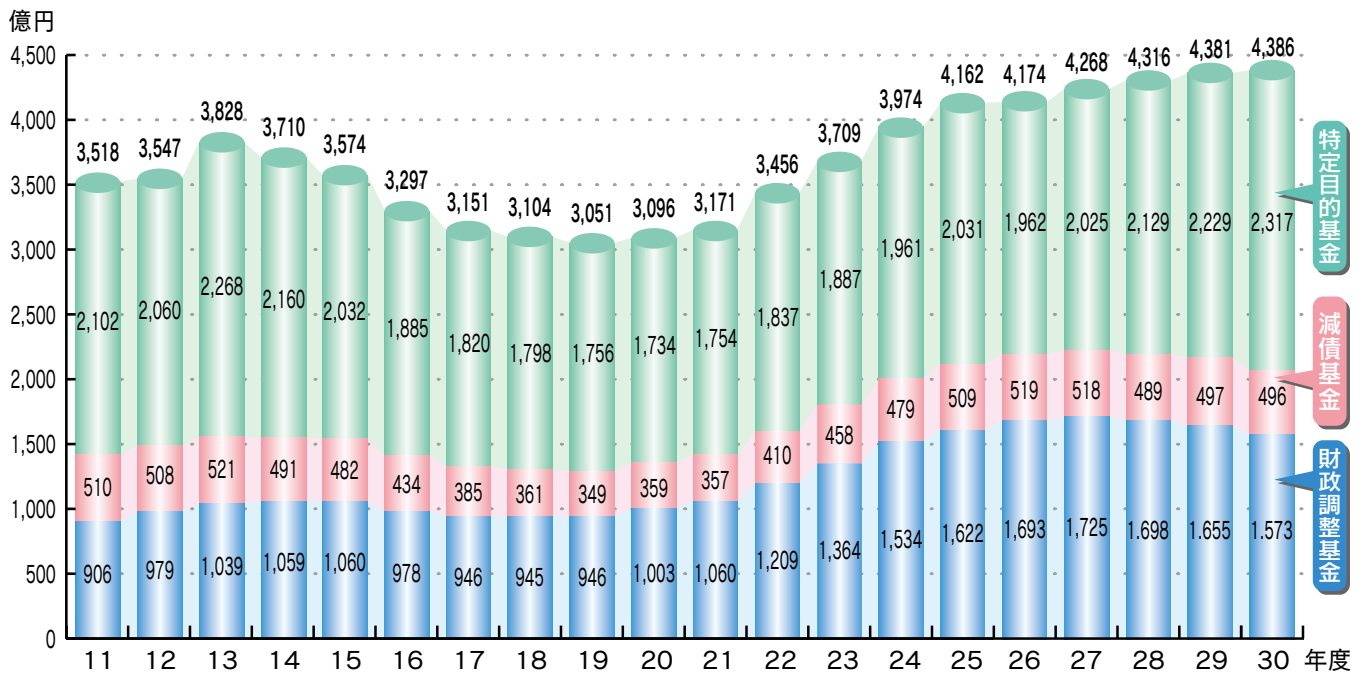
(注) 1 政令市を除く

2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

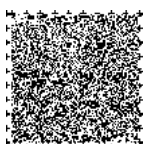
3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、  
前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額(公債費)=当年度現在高とはならない。

### (4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成14年度以降減少していましたが、平成20年度から増加傾向に転じています。



(注) 政令市を除く

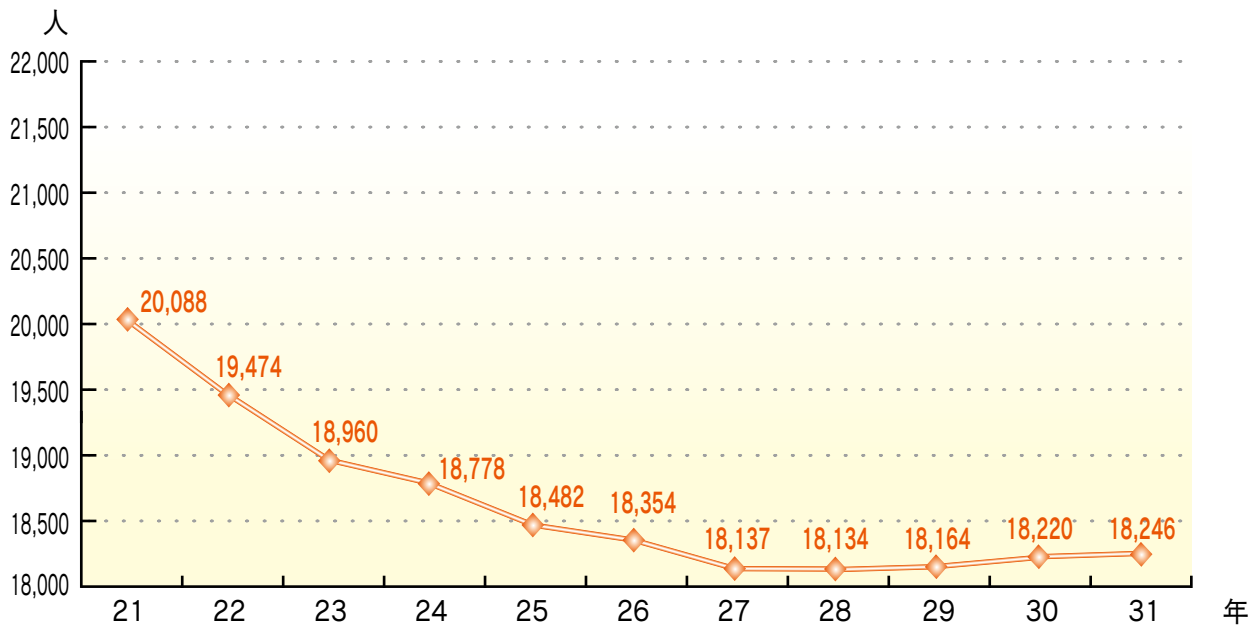


## 6 職員数の状況

### (1) 職員数の推移

10年以上減少し続けていた市町村職員数は、平成29年に増加に転じ、平成31年4月1日現在で、約1万8千人となっています。

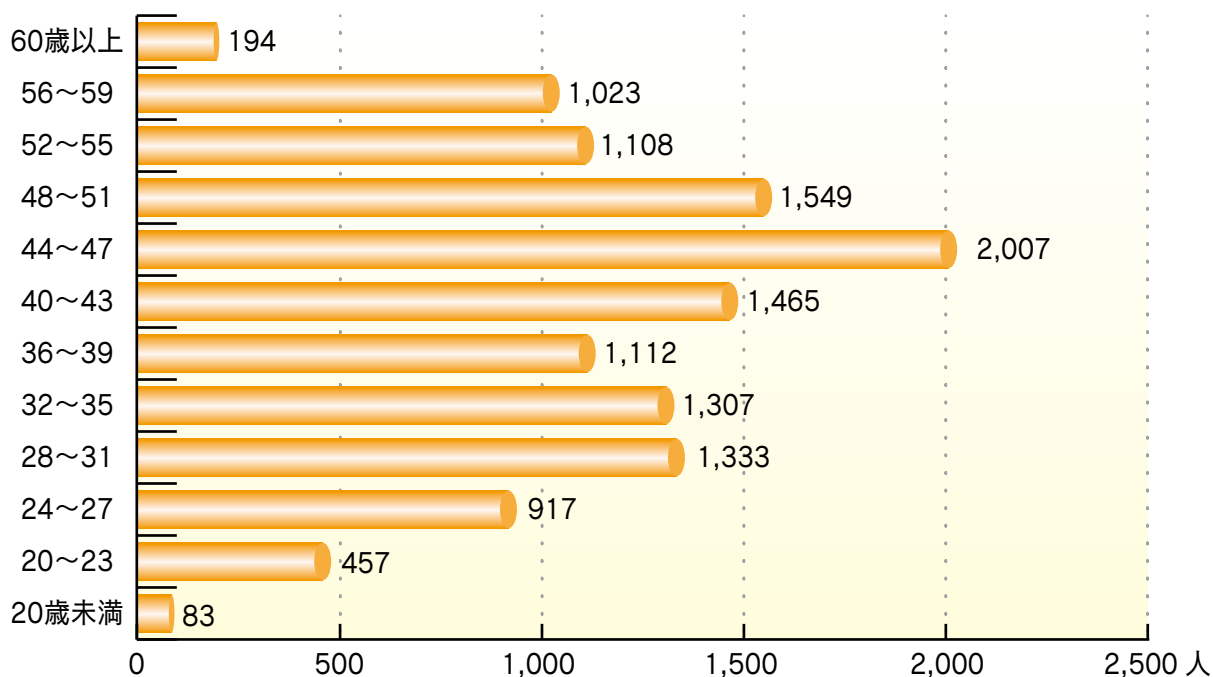
市町村職員数の推移（平成31年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

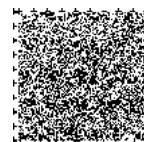
出典：平成31年地方公共団体定員管理調査（平成31年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（平成31年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

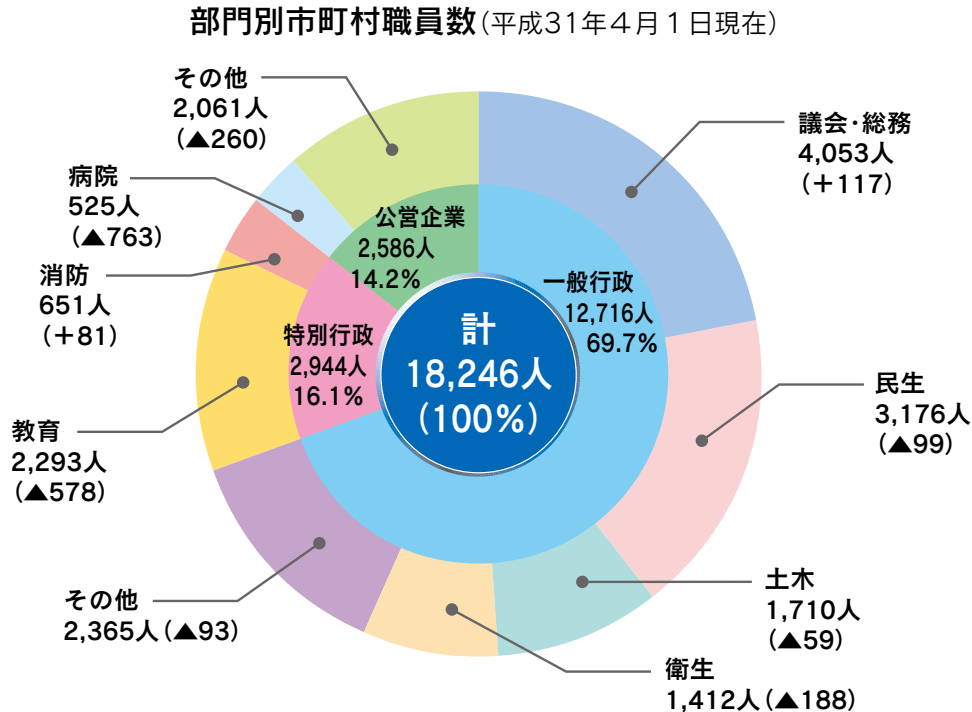
出典：平成31年地方公務員給与実態調査（平成31年4月1日現在）



## (2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成21年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても約9.2%の減となっています。

また、平成31年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約69.7%、教育、消防で全体の約16.1%を占め、残りの約14.2%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：平成31年地方公共団体定員管理調査(平成31年4月1日現在)

2 ( )内は平成21年4月1日～平成31年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

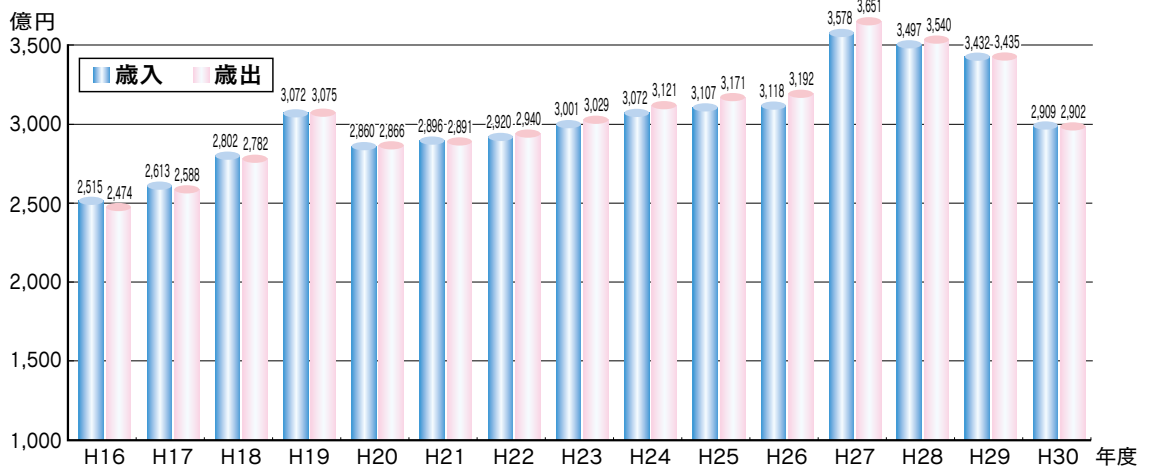
## 7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計(普通会計)とは区分されており(P7参照)、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は、平成27年度をピークに減少しており、また、平成22年度以降赤字となっていました。平成30年度は黒字に転じました。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計(事業勘定) 県内市町村決算額の推移



## 8 地方公営企業

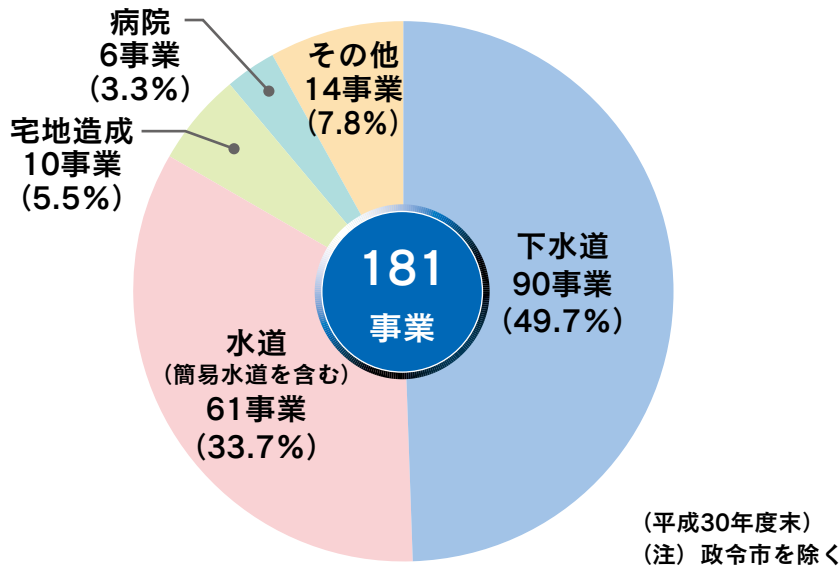
### (1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

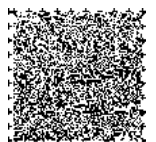
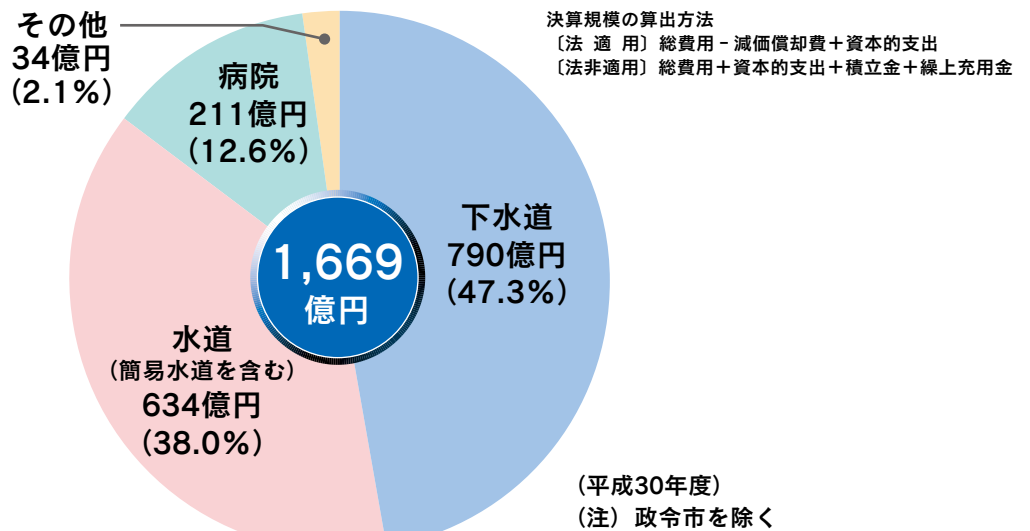
### (2) 事業数

事業数は、181事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順になっています。



### (3) 決算規模

決算規模は、1,669億6百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



#### (4) 経営状況

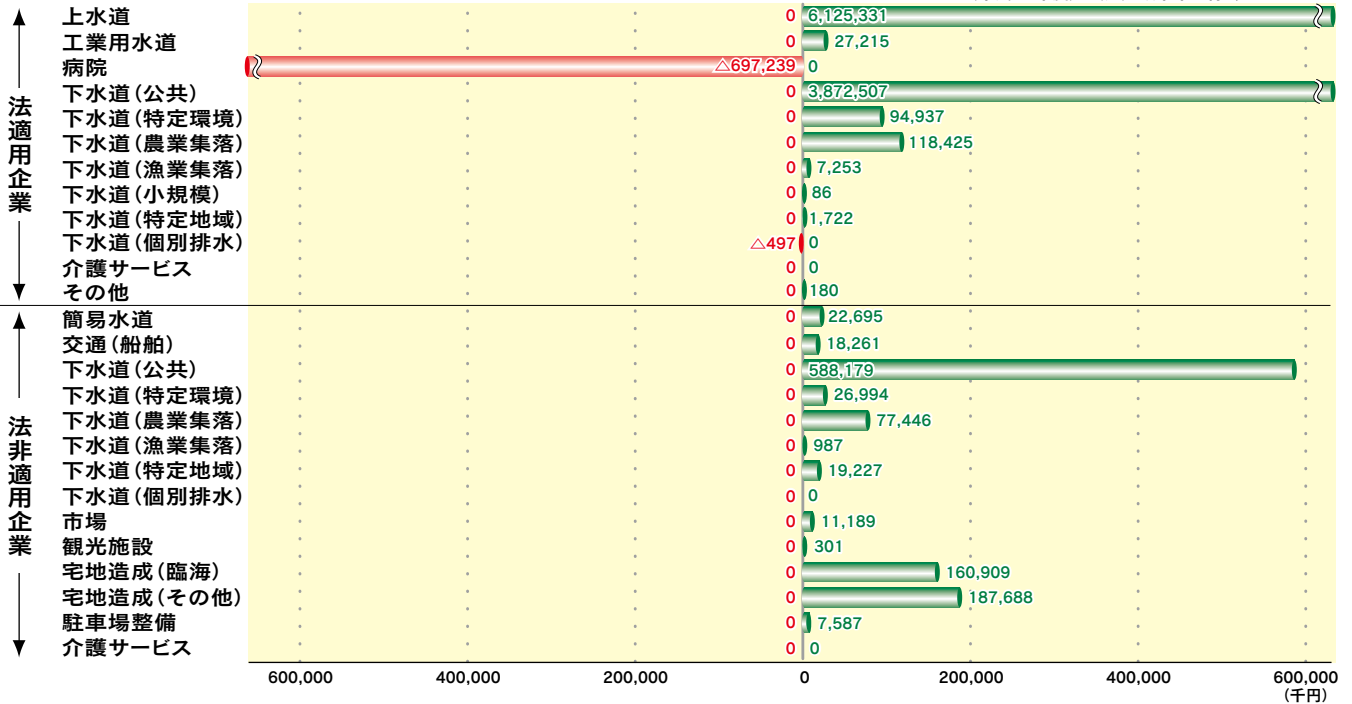
平成30年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は上水道、工業用水道、下水道（個別排水を除く）、介護サービス事業が黒字、法非適用企業は全事業が黒字となっています。

しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。

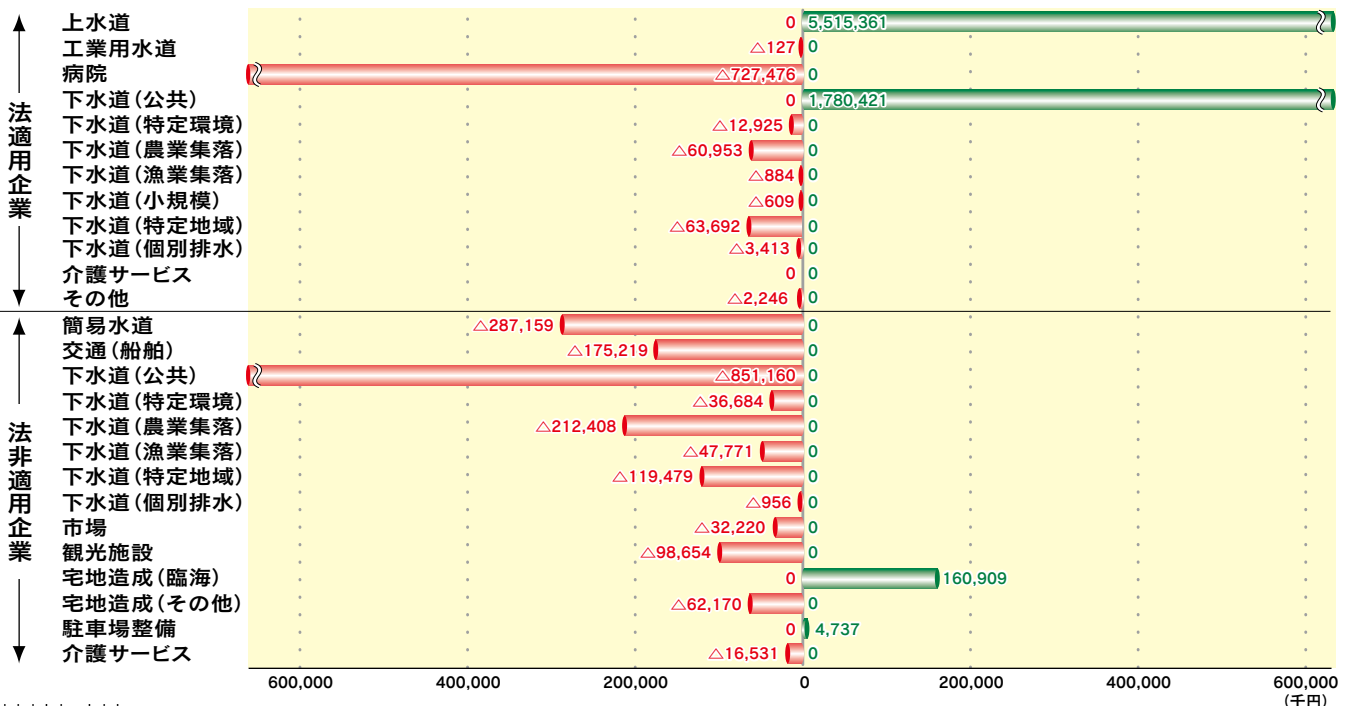
地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、他会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

#### 収支の状況 赤字 黒字

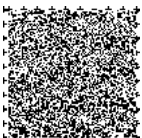
(平成30年度) (注) 政令市を除く



#### 基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。  
 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。

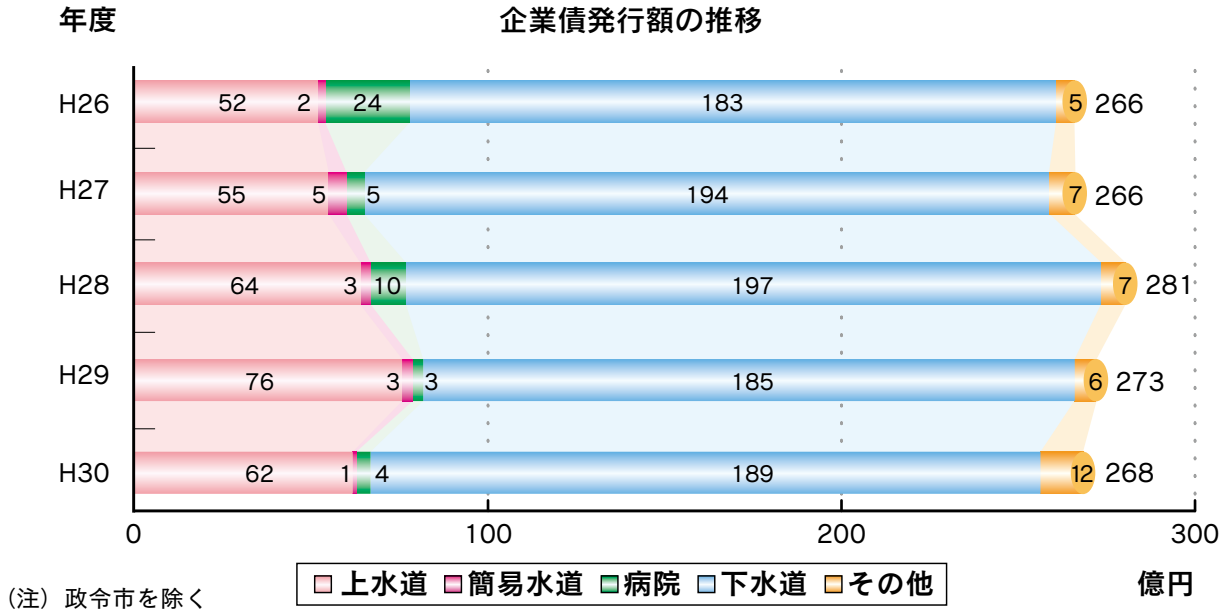




## (5) 企業債の状況

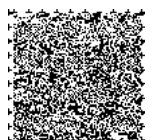
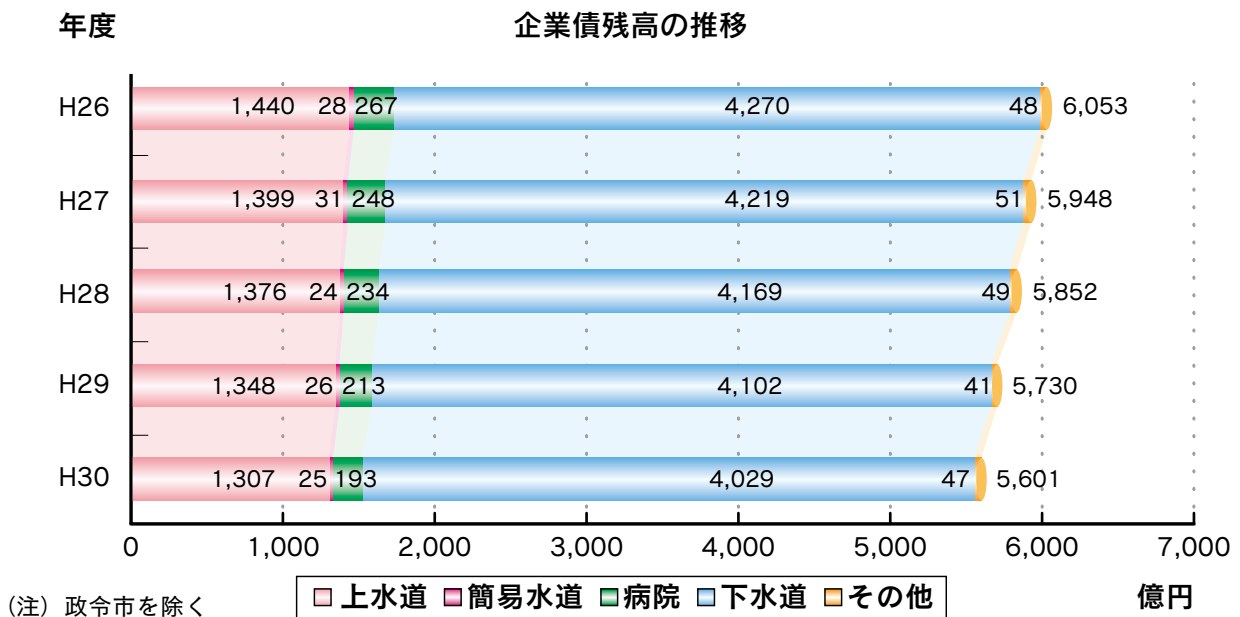
### ① 企業債発行額

平成30年度における企業債発行額は約268億円であり、前年度に比べ約5億円の減となっています。



### ② 企業債残高

平成30年度末の企業債残高は約5,601億円と、減少傾向にあります。



## 9 今後の課題

### (1) 統一的な基準による地方公会計の活用

住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。平成26年には「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、その後の総務大臣からの要請により、県内市町村においても、当該基準による財務書類等が作成されたところです。

今後は、財務書類や固定資産台帳の作成だけではなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等への活用が期待されています。また、その活用については、財務書類等をどのように活用するのかという視点で考えるのではなく、地方公共団体が抱える様々な課題を解決するにあたって、参考となる客観的な根拠の1つとして、地方公会計により得られる情報を利用するという視点で考えることが重要となります。

## 地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書概要(平成31年3月公表)

### 地方公会計の意義とこれまでの取組

- ・ほぼ全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類が作成され、各団体のホームページ等で開示が進む一方、予算編成や資産管理等への活用は、一部の地方公共団体に限られている。
- ・今後は、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報などを用いた分析を行い、予算編成や資産管理等を行うなど、地方公会計を地方公共団体の行財政運営におけるプロセスに組み込んで行くことが重要。このため、研究会では以下の1～3を中心に検討。

### 1 セグメント分析※の推進～セグメント別財務書類の作成・分析～

- ・ワーキンググループを設置して、公募により選出した5団体（東京都中野区、愛知県日進市、滋賀県長浜市、佐賀県唐津市、鹿児島県和泊町）において施設別財務書類を作成し、セグメント別財務書類の作成及び分析に係る基本的な考え方を抽出するとともに、作成手順等を整理。
- ※セグメント分析とは、財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことであり、同種のセグメント間で比較すること等により課題や成果をより明確化することが可能

### 2 公会計情報の活用～財務書類から得られる各種指標の分析～

- ・財務書類から得られる指標のうち、算定式に課題があることが指摘されたものの（社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支、債務償還可能年数）について、より実態に即した指標になるよう算定式を見直し。
- ・決算統計に基づく財政指標等に加えて算出することで、より多角的な分析が可能。

### 3 公会計情報の「見える化」～比較可能な形による財務書類の開示～

- ・財務書類等が経年比較や類似団体間の比較等により分析され、資産管理等に活用されるよう、財務書類等を比較可能な形で「見える化」するための様式等を検討。
- ・作成済みの全団体の財務書類等の情報を収集し、比較可能な様式により公表。

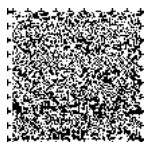
### ◆地方公会計の定着と推進に向けて◆

- ▶本研究会の検討を参考に、セグメント別財務書類の作成、分析に着手するとともに、各種指標や類似団体間比較等による分析を行うなど、地方公会計を日常の財務活動等に組み込んでいくことが期待される。
- 併せて、職員の分析能力の向上やITの活用等による業務の効率化、ロードマップの整備等も重要。
- ▶また、財務書類及び固定資産台帳については、今後更新していく中で、正確性の確保や資産評価等の精緻化を図るとともに、作成時期の早期化が重要。
- ▶今後もセグメント分析の方法、公会計情報の活用の方法、更なる公会計情報の「見える化」等について検討を続けていくことが必要。

出典：「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書(概要)」(平成31年3月公表)

地方公会計の情報を用いて分析を行うことによって、財政運営上の課題を発見することは可能ですが、それが課題の解決に直結するわけではないことには留意が必要です。

地方公共団体が抱える課題を解決するためには、①課題の抽出、②課題の要因分析、③課題への対応策の検討、④課題への対応策の実施、⑤課題の解決といったプロセスを経ることが想定され、それぞれのステージにおいて地方公会計の情報を利用することにより、より適切な判断や行動を行えるようにしていくことが重要です。



従来の決算統計に基づく財政指標や健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、当該地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となります。

これらの指標は、経年で比較することや類似団体と比較することにより、全体のおおまかな傾向を把握するのに有効ですが、単年度に発生した取引の影響で大きく数値が変動する可能性があることなどから、必ずしも地方公共団体の状況が正確に反映されていない場合もあることに留意が必要です。

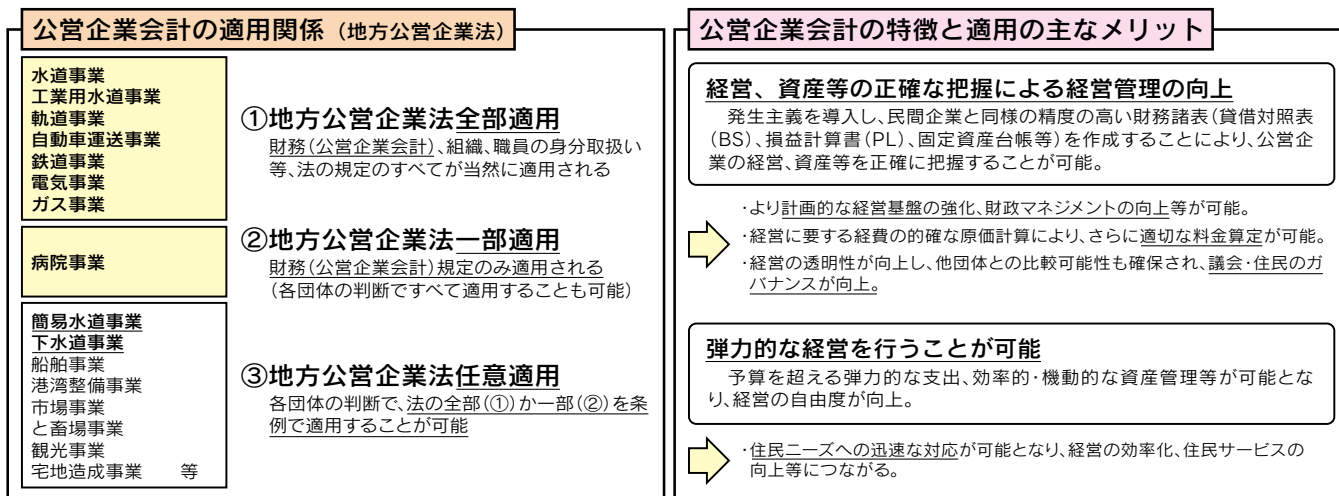
分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民一人当たり資産額</li> <li>▶ 有形固定資産の行政目的別割合</li> <li>▶ 歳入額対資産比率</li> <li>▶ 有形固定資産減価償却率</li> </ul>
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 純資産比率</li> <li>▶ 社会資本等形成の世代間負担比率</li> </ul>
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民一人当たり負債額</li> <li>▶ 基礎的財政収支</li> <li>▶ 債務償還可能年数</li> </ul>
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 住民一人当たり行政コスト</li> <li>▶ 性質別・行政目的別行政コスト</li> </ul>
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	▶ 受益者負担の割合

出典：「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」(平成30年3月公表)

## (2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、地方公共団体が任意(条例)でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典：総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)添付資料



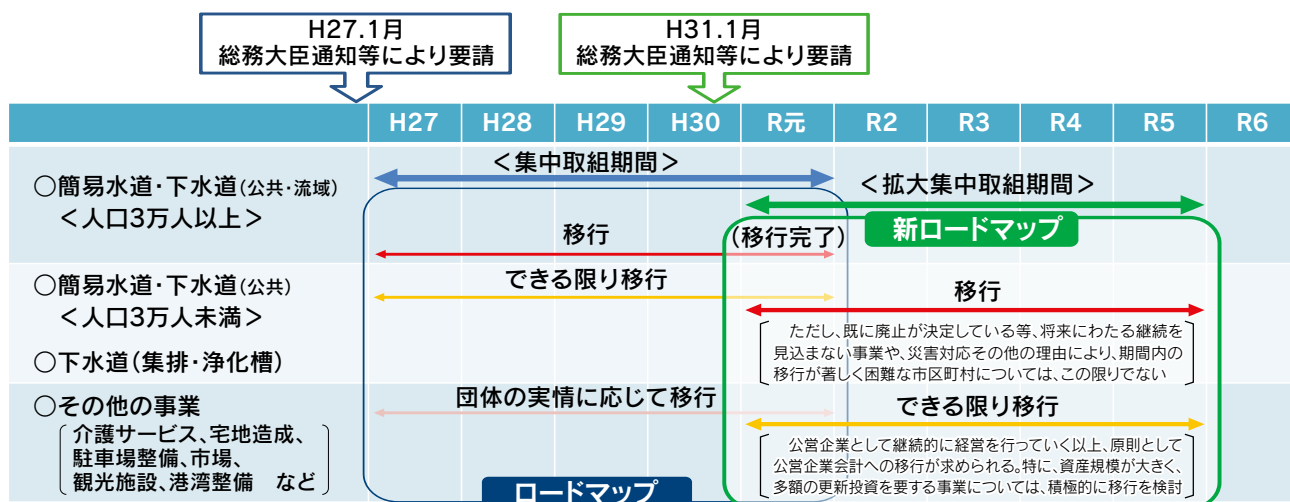
## 公営企業会計の適用拡大に向けた要請

平成26年8月に、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が総務省から示されるとともに、平成27年1月に、公営企業会計の適用の推進について、総務大臣から要請がなされました。

内容は、平成27年度から令和元年度までの5年間で集中取組期間とされ、特に下水道事業及び簡易水道事業が重点事業として位置付けられ、人口3万人以上の団体は取組期間内に公営企業会計への移行が必要であり、人口3万人未満の団体についてもできる限り移行することが求められています。

さらに平成30年12月に新たなロードマップが示され、平成31年1月に公営企業会計の適用の更なる推進について、総務大臣から要請がなされました。

新たな要請の内容は、令和元年度から令和5年度までを拡大集中取組期間として、人口3万人未満の団体の下水道事業及び簡易水道事業について、この期間内に公営企業会計への移行が必要とされ、重点事業以外の事業についてもできる限り移行することが求められています。



### 取組の推進に向けて

新たなロードマップに基づき取組が着実に推進されるよう、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、会計適用に係るマニュアルの改訂、外部専門家派遣による人的支援（小規模団体に係るモデル事業を含む。）、都道府県による支援体制の充実等の取組を実施。

出典：総務省作成資料「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」

## 公営企業会計の適用拡大に係る支援措置

公営企業会計の適用推進にあたり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

### 1. マニュアル等の作成

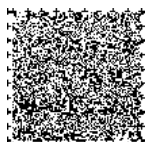
○公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表。

### 2. 地方財政措置

○公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。  
○当該公営企業債の元利償還金に対する普通交付税措置を講じる。 } 令和元～5年度

### 3. 人的支援制度

○市町村に対する専門人材の派遣等により、公営企業会計の適用に係る個別具体的な助言を実施。  
○派遣制度の量的・質的な拡充を図るとともに、専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を実施。

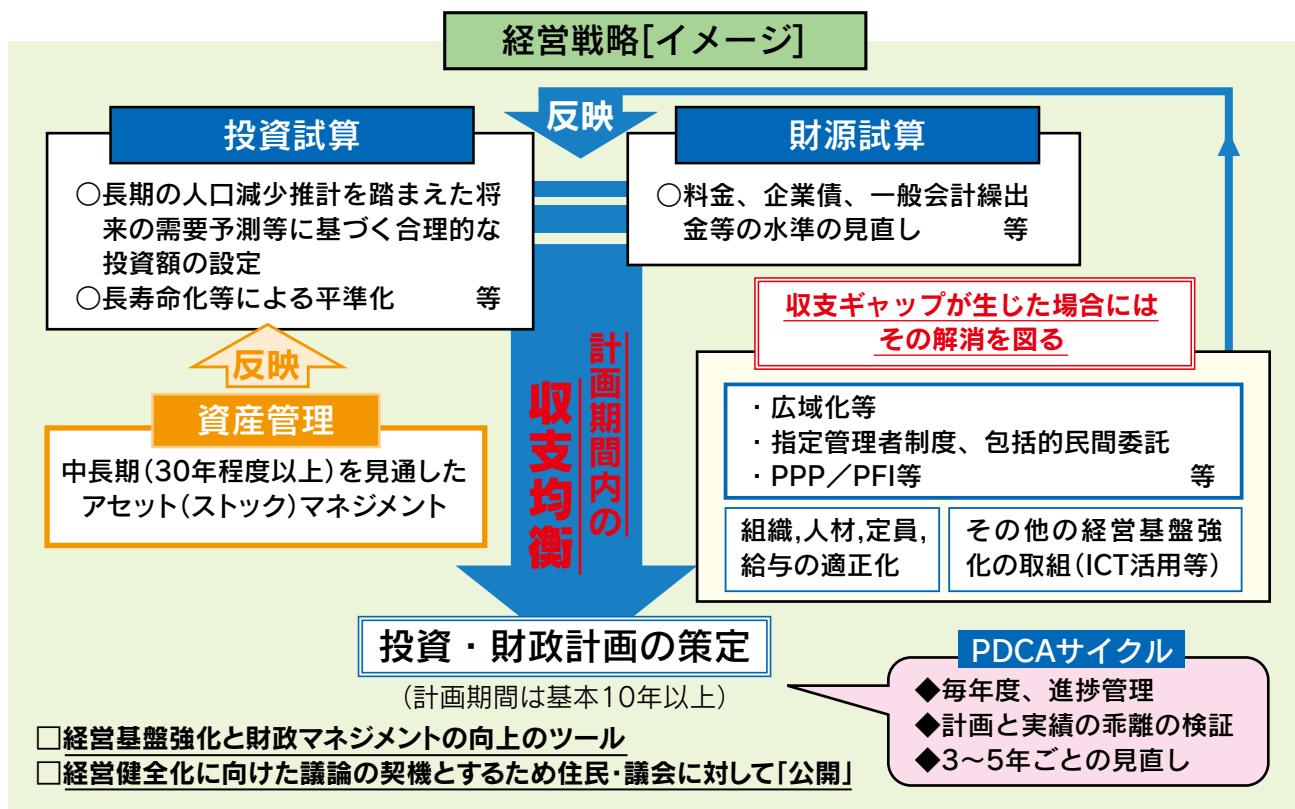


### (3) 地方公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

地方公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を全ての事業において、令和2年度までに策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されているところです。

また、既に策定後一定期間を経た事業については、改めてそれまでの取組の分析評価等の検証を行い、その結果を踏まえた取組の再検討や将来の収支見通しに係る試算精度を高めるなど、質の高い見直しが求められています。



出典：総務省作成資料「公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について」より一部抜粋

#### 「経営戦略」の策定に係る支援措置

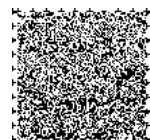
「経営戦略」の策定推進にあたり、地方公共団体の事務負担や、経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

##### 1. ガイドラインの策定

- 「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を取りまとめた「経営戦略策定ガイドライン」を策定・公表。
- 事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

##### 2. 地方財政措置（平成28年度～令和2年度まで）

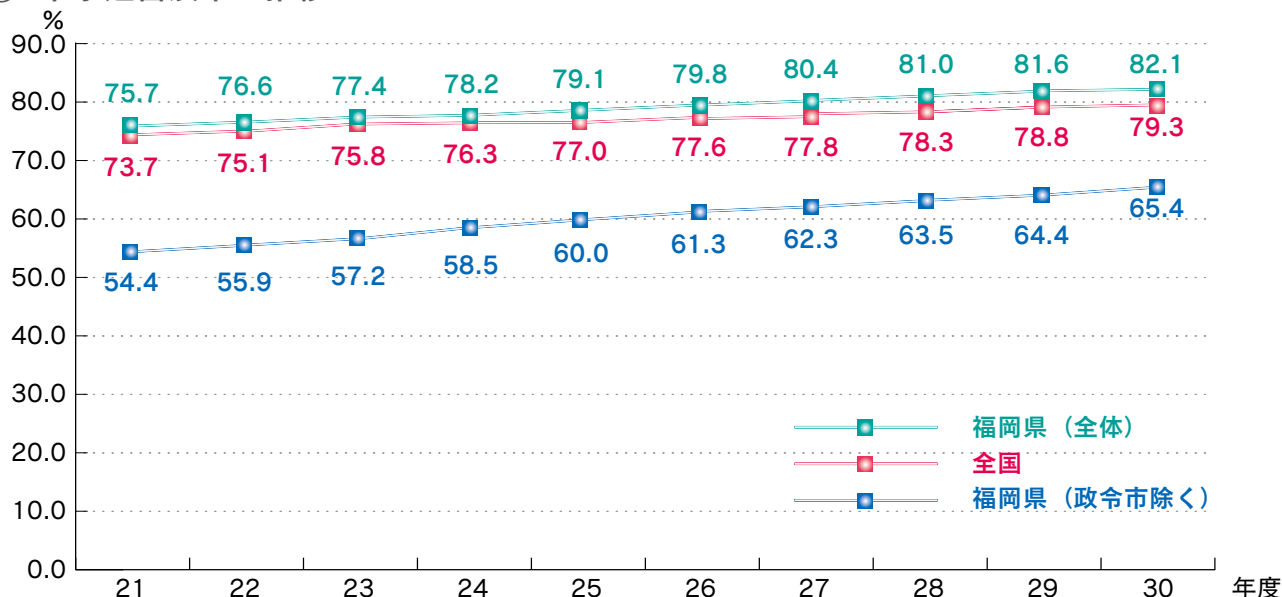
- 「経営戦略」の策定に要する経費の1/2について一般会計から繰り出すこととし、一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる（病院事業以外）。
- 水道・下水道における広域化等の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ（+1,500万円）し、重点的に支援。



#### (4) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

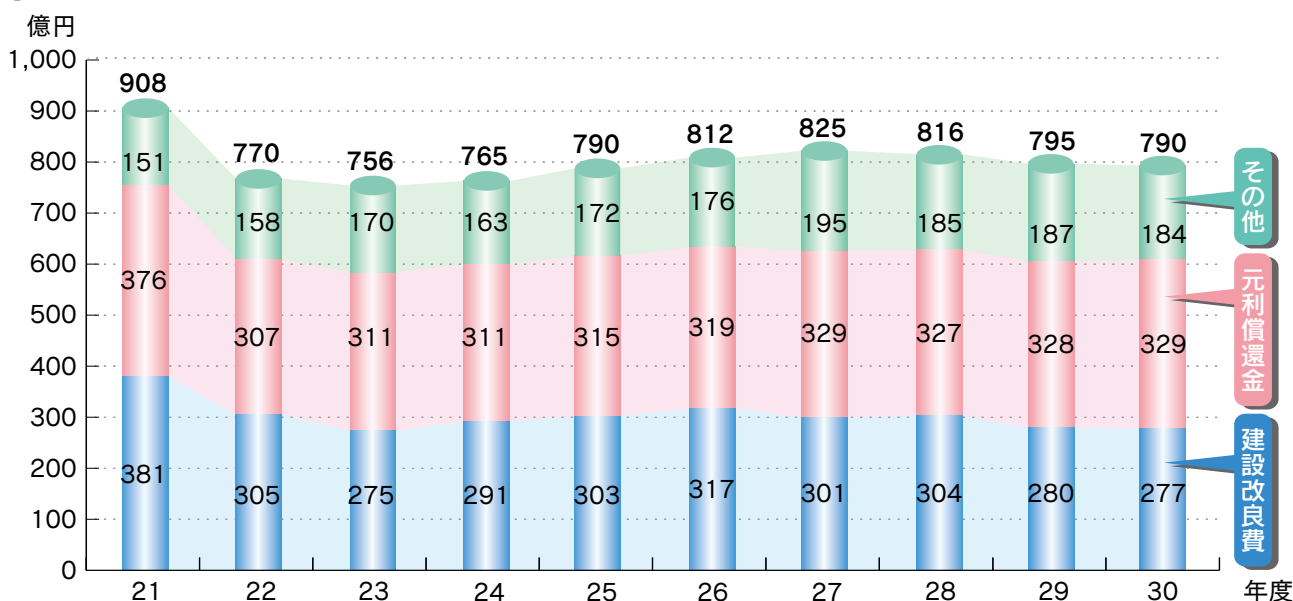
下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成19年度以降、公的資金補償金免除繰上償還等により大きく減少しましたが、その後は国の補正予算に伴う建設改良費の増加等により微増となり、近年は減少傾向にあります。

##### ① 下水道普及率の推移



※下水道普及率とは、下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口（住民基本台帳人口）で除したものの。

##### ② 下水道事業決算規模の推移



(注) 政令市を除く

※「公的資金補償金免除繰上償還」

旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金（以下「公的資金」という。）の地方債を繰上償還する際、通常は補償金を支払う必要があるが、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置。

